**平成２３年（フ）第５２号**
秋田県大仙市太田町中里字二十町111番地
債務者　伊藤　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第５３号**
秋田県大仙市太田町中里字二十町111番地
債務者　伊藤　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第１８９号**
福島市八島田字上干損田12番地の４
債務者　山田　葉子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第４１９号**
岐阜市岩崎799番地11
債務者　井上　リサ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４４０号**
岐阜市鏡島西１丁目１番28号
債務者　領木　邦弘
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４４８号**
岐阜市岩田西１丁目517番地
債務者　佐溝　憲子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第３９号**
岐阜県高山市長坂町15番地１
債務者　釜谷　優子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２３年（フ）第２２１８号**
名古屋市南区三条２丁目16番１―605号　氷室荘
債務者　北林　秀人
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２２１９号**
名古屋市南区三条２丁目16番１―605号　氷室荘
債務者　北林由香理
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３６２号**
大津市茶が崎６番１―1305号
債務者　大塚　由佳（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第４０２号**
滋賀県甲賀市甲賀町神保1438番地
債務者　藤橋美智代
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第５４２号**
兵庫県加古川市平岡町中野540番地の１　エターナル・プレイス102号、従前の住所神戸市垂水区海岸通９番50―102号
債務者　石山真梨子こと　宋　真梨子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５６３号**
兵庫県姫路市辻井４丁目10番12―202号　ハイツユーカリ
債務者　玉越みゆき（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５６８号**
兵庫県姫路市西今宿２丁目６番１号　高丘マンション２－７
債務者　大松　　明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第９４４号**
広島県呉市三条３丁目６番14―404号、申立時の住所広島市南区出汐１丁目１番４―101号
債務者　赤嶺　愛実
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０５０号**
広島市東区戸坂新町１丁目12番41―206号
債務者　上田　實三
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１９号**
香川県善通寺市上吉田町７丁目３番27号　サンパティークB103
債務者　小川　恒二
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部